

○尾張旭市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾張旭市（以下「市」という。）が作成する公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載等に関する基準)

第2条 ホームページに掲載する広告の基準は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の規格および掲載位置等)

第3条 広告の規格および掲載位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類はバナー広告とし、1枠につき縦45ピクセル×横170ピクセル、5キロバイト以内の静止画とし、ファイル形式はGIF形式、JPEG形式、PNG形式のいずれかとする。
- (2) 広告の掲載位置及び枠数は、ホームページのトップページで市が指定した位置及び枠数とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、連続する掲載期間は当該年度内とする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠につき月額7,000円（税込み）とし、市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、広報誌及びホームページによる公募、市との契約に基づき広告掲載に係る業務を委託された広告代理店等による募集、その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、尾張旭市ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 広告の申し込みは、1人の申請者に対し1枠とする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し掲載の可否を決定の上、尾張旭市ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、広告案を審査した場合において必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

3 要綱第3条の掲載基準に適合する広告で、同一月のホームページに対し、広告掲載数の枠を超えた申込みがあったときは、申込書の受付の早い広告から順に掲載する。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第9条 広告のデザイン及び内容は、市のイメージを損なうことのないよう、広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で市が指定する方法により作成し、指定する日までに情報課に提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 市長は、広告掲載許可決定後においても、要綱第10条の規定に該当するときは広告の掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、尾張旭市ホームページ広告掲載決定取消通知書(第3号様式)により当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、取り下げを希望する日の1週間前までに申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、継続する複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、掲載を取り下げる日の属する月の翌月から広告掲載の決定を受けた最終月の月数が3月以上あるときは、その月数に1月あたりの広告掲載料を乗じた額の2分の1を上限として既納の広告掲載料の返還を請求できるものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降にかかる既納の広告掲載料の総額とする。

3 広告掲載期間中に、市の都合によりホームページを閉鎖し広告の掲載ができなくなったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を還付する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の還付は行わない。

4 前項の規定により還付する広告掲載料は、月額 of 広告掲載料の30分の1に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによつて計算して得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

5 前条第2項及び前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

6 広告掲載料の還付を受けようとする者は、尾張旭市ホームページ広告掲載料還付請求書(第4号様式)により請求するものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年2月7日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成26年4月1日以降の広告掲載料について適用し、同年3月31日以前の広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年11月25日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

## 尾張旭市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

尾張旭市長 あて

## 広告掲載申込者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 者	氏 名
	メールアドレス

尾張旭市ホームページにバナー広告を掲載したいので、尾張旭市ホームページ広告掲載要領第7条の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

なお、この申込みに対する審査にあたり、尾張旭市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

## 記

1 広告媒体の種類 尾張旭市ホームページ

2 申込者の業務内容等

3 広告の掲載希望月（希望する月の下欄に○を記入してください。）

平成 年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

4 バナー用画像ファイル

【電子媒体かメールで提出。送信先アドレスkouhou@city.owariasahi.lg.jp】

5 リンクするホームページアドレス

http://

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった尾張旭市ホームページへの広告の掲載等について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない  
理由

2 広告掲載月（掲載許可月は下欄に○が付いています。）  
年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

3 広告掲載料 金 円（ 円× 月分）

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 広告掲載条件

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準並びに尾張旭市ホームページ広告掲載要領のとおり

第3号様式（第10条関係）

尾張旭市ホームページ広告掲載決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで決定した尾張旭市ホームページへの広告掲載等については、  
下記の理由により決定を取り消します。

記

- 1 決定を取り消す理由

第4号様式（第12条関係）

尾張旭市ホームページ広告掲載料還付請求書

年 月 日

尾張旭市長 あて

申請者

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称及び 代表者氏名	印
電話番号	
FAX番号	
担当者	氏名
	メールアドレス

次のとおり請求します。

記

1 還付金の内容

尾張旭市ホームページ広告掲載料

2 広告掲載の決定を受けた掲載期間

平成 年 月 ~ 平成 年 月

3 広告掲載の決定を受けた日及び番号

平成 年 月 日 情第 号

4 納付年月日及び金額

平成 年 月 日 金 \_\_\_\_\_ 円

5 還付請求額及び理由

金 \_\_\_\_\_ 円

【理由】 \_\_\_\_\_

6 振込先口座

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義

第1号様式（第7条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第10条関係）

第4号様式（第12条関係）